

農業基本構想の改正について

1 目的

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立（令和4年5月27日公布）し、農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）が改正（施行日：令和5年4月1日）。それに伴い、都が定める基本方針は法施行日から起算して3カ月を経過する日までに改正し、区市町村が定める基本構想は法施行日から起算して6カ月を経過する日までに改正する必要がある。

現行の第2次西東京市農業振興計画【中間見直し】P2～P5 対象

2 改正の期限

法施行日（令和5年4月1日）から起算して6ヶ月を経過する日までに改正が必要。

→ 令和5年9月30日までに公告の手続きを終了しなければならない。

3 主な改正内容

（1）営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業のほかに、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を追加

（2）現行の「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」を、「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」に変更

（3）農業経営基盤強化促進事業に関する事項（市街化区域内にのみ農地がある区市は記載不要）について、「利用権設定等促進事業に関する事項」のかわりに「協議の場の設置や地域計画の策定等に関する事項」を記載

【参考 1】

新旧対照表（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 2 項に規定されている事項）

改正案	現 行
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
第 4 <u>第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</u>	(新設)
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の <u>効率的かつ総合的な利用に関する事項</u> 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 2 <u>その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</u>	第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の <u>利用関係の改善に関する事項</u> 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 2 農用地の <u>利用関係の改善に関する事項</u>
第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 1 <u>第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項</u> 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 <u>(削除)</u> 4 その他農林水産省令で定める事項	第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 1 <u>利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項 ※2</u> 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 4 <u>農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</u> 5 その他農林水産省令で定める事項

※2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、同経過措置の期間の間、引き続き当該農用地利用集積計画に関する記載を行っていただいで差し支えありません。

農業振興計画基本構想の一部改正について(案)

④農用地利用集積目標

平成 30 (2018) 年現在の認定農業者の集積面積は 39.6ha であり、農地面積 137.3ha に対する集積率は 28.8%となります。「中核的な農家」の農地面積は、戸当たり農地面積 64.8a (平成 27(2015)年農林業センサス)に 60 戸を乗じると 38.8ha となることから、農地面積の目標 118ha に基づき、平成 35 (2023) 年度の農用地の利用集積目標は 32.9%と設定します。

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

⑥農業経営と農地の効率的かつ総合的な利用

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族経営協定の締結等による家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、(ア)地域の地理的自然的条件、(イ)営農類型の特性、(ウ)農地の保有及び利用状況、(エ)農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しします。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、経営規模の拡大を目指す認定農業者等には都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地の貸借制度を活用して農地の集積を促進する等、担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。

⑨ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

⑤から⑧に挙げる取組みのほか、本市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要なとなる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都中央農業改良普及センター、JA東京みらい等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組めます。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発

信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるように必要な情報の提供等の支援を行います。

また、JA 東京みらいと連携して就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営改善支援センターへ情報提供し、農業委員会等の関係機関と連携して就農後の定着に向けて必要なサポートを行います。

⑩ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」については市域全域が市街化区域であるため該当しません。